

特定建設作業の種類

	特定建設作業の種類	摘要
騒音	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	もんけん※1、圧入式くい打機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
	びょう打機を使用する作業	
規制	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。
	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
制法	コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量(混練重量)がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※2を除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※2を除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
振動規制法	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの※2を除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。
	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	もんけん※1、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機作業を除く。
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。
	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。

※1 もんけんは、人力によるものに限る。

※2 平成9年9月環境庁告示第54号により指定